

指定居宅介護支援事業所運営規程

藤田医科大学居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人藤田学園が開設する藤田医科大学居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 藤田医科大学居宅介護支援事業所
- ② 所在地 愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員等は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までと大学記念日（6月11日、10月10日）を除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所等
- ② 使用する課題分析票の種類 藤田医科大学地域包括ケア中核センター版アセスメントシート
- ③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所等
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1ヶ月に1回
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎に54円で往復分を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、豊明市、名古屋市(緑区、天白区、南区)、愛知郡東郷町、大府市の全域と、
日進市(赤池・赤池町・赤池南・浅田町・浅田平子・梅森台・梅森町・折戸町・香久山・蟹甲町・栄・野方町・
東山・藤枝町・藤塚・本郷町・南ヶ丘)

刈谷市(相生町・逢妻町・青山町・朝日町・井ヶ谷町・池田町・一色町・泉田町・一番町・一里山町・稻場町・
今岡町・今川町・大手町・小山町・恩田町・刈谷・神田町・銀座・熊野町・寿町・幸町・桜町・重原本町・昭
和町・城町・新栄町・新田町・新富町・神明町・高倉町・高須町・高津波町・宝町・築地町・寺横町・東新町・
豊田町・中手町・中山町・西境町・八軒町・八幡町・原崎町・東境町・日高町・一つ木町・広見町・丸田町・
三田町・南桜町・矢場町・山池町・若松町)

みよし市(打越町・園原・天王台・西一色町・西陣取山・東陣取山・東峰ヶ池・東山台・福田町・みなよし台・
明知町)

知立市(逢妻町・池端・牛田町・内幸町・上重原・上重原町・弘栄・弘法・弘法町・栄・桜木町・新池・新池
町・新富・新林町・宝・宝町・東栄・鳥居・長篠町・長田・中町・中山町・南陽・西・西丘町・西中町・西町・
東上重原・東長篠・広見・堀切・本町・南新地・谷田町・谷田町西・山町・山屋敷町)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市
町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第
4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに
迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物
件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に
協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うも
のとする。
- 3 事業者は、自らが居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦
情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力
するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場
合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)によ
る虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質の向上を図るため、虐待防止、認知症ケア、プライバシー保護、倫理及び法令遵守、業務継続計画（BCP）、感染症等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 虐待防止に関する研修 年1回
- ③ 認知症ケアに関する研修 年1回
- ④ プライバシー保護の取り組みに関する研修 年1回
- ⑤ 倫理及び法令遵守に関する研修 年1回
- ⑥ 業務継続計画（BCP）に関する研修及び訓練 年1回
- ⑦ 感染症に関する研修及び訓練 年1回

2 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、従業者でなくなった後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は学校法人藤田学園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(業務継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附 則

この規程は、2013年（平成25年）2月1日から施行する。

この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2014年（平成26年）7月1日から改訂施行する。

この規程は、2014年（平成26年）8月1日から改訂施行する。

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2016年（平成28年）1月1日から改訂施行する。

この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2017年（平成29年）9月1日から改訂施行する。

この規程は、2017年（平成29年）10月1日から改訂施行する。

この規程は、2018年（平成30年）10月10日から改訂施行する。

この規程は、2018年（平成30年）12月5日から改訂施行する。

この規程は、2019年（平成31年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2019年（令和1年）12月1日から改訂施行する。

この規程は、2020年（令和2年）2月4日から改訂施行する。

この規程は、2020年（令和2年）5月1日から改訂施行する。

この規程は、2020年（令和2年）8月1日から改訂施行する。

この規程は、2020年（令和2年）11月1日から改訂施行する。

この規程は、2022年（令和4年）4月1日から改訂施行する。

この規程は、2022年（令和4年）6月1日から改訂施行する。

この規程は、2022年（令和4年）8月1日から改訂施行する。

この規程は、2022年（令和4年）10月1日から改訂施行する。

この規程は、2023年（令和5年）4月21日から改訂施行する。

この規程は、2023年（令和5年）8月1日から改訂施行する。

この規程は、2023年（令和5年）10月1日から改訂施行する。